



午前 10 時 00 分 開会

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達していますので、ただいまから令和 7 年 3 月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、3 番手嶋いずみ議員、4 番後藤田麻美子議員を指名します。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

議会運営委員会は令和 7 年 2 月 28 日に開会し、令和 7 年 3 月定例会の日程を本日から、3 月 21 日までの 17 日間と決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（松本英隆君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から 3 月 21 日までの 17 日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 21 日までの 17 日間と決定いたしました。

日程第 3、議案第 3 号令和 6 年度大治町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第 3 号令和 6 年度大治町一般会計補正予算（第 10 号）。

令和 6 年度大治町の一般会計補正予算第 10 号は次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1006 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 7186 万 8000 円とする。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。令和7年3月5日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、民生費において子ども医療費を841万5000円増額し、健康管理システム改修業務委託料を165万円計上するものでございます。

歳入におきましては、出産・子育て応援交付金を165万円増額し、福祉医療費支給事業医療費補助金を189万3000円増額し、財政調整基金繰入金を652万2000円増額するものでございます。

また、繰越明許費の補正を行うものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

14ページ、子ども医療費の841万5000円の補正についてお聞きいたします。子ども医療費補正の間何回か行われております、今年度。いろいろな事情がある。当然、義務的経費ですからわかります、必要なのは。ただ、今までこれを含めて今年度どれだけの補正になったのかと。またその中で一般財源はどれだけだったのかと。ちょっとお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○保険医療課長（水野克哉君）

子ども医療費につきましては、今年度は12月補正で2472万円の補正をさせていただいております。そのうち、一般財源につきましては、県の補助が約45%でございますので、財源は55%と……

○11番（吉原経夫君）

幾らくらい、大体でいい。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時05分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議をいたします。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

失礼しました。55%ということで、トータル今、今回補正をする前の予算は2億5200万でございます。そのうち、一般財源が1億3860万ということになってございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

ざっと計算させていただいて、今年度補正の中で一般財源、大治町の財源として2000万ぐらいかなと、約ですが増額になっていると思います。当然、義務的経費だから払わなきゃいけない。ただ、一般財源に余裕があれば払えるんだけど、来年度のように財源が逼迫してる中で、また来年度も同じように何千万も補正必要になると払えるのかどうかというのもあるんで、そんなにね当初予算とぶれるもんなんですかね。ぶれるとしたら、性質上ぶれるなら仕方ないんです。だったら来年度もそういうふうにはぶれると覚悟しなきゃいけないんで、そこら辺どうなのかと。ちょっと、そこら辺の子ども医療費、当初予算の組み方というか、当然ぶれるのは仕方ないんですけど……

○議長（松本英隆君）

11 番吉原議員。これ補正予算。来年度のつていうと予算になるの、質問は。

○11 番（吉原経夫君）

一般的に子ども医療費はどれぐらいぶれるのかと。予算に対して上下50%ぶれるのか20%ぶれるのか。大体そういう見込みはどれぐらいなんですか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

当初予算を組むときに、当然各福祉部局はその事業の内容、対象者それから過去の、例えば5年間の推移とか現状の法制度、そういったところを見込んでやってきますので、その内容によっては過去の平均を見ても平均をたどっていくのか、もしくは右肩上がりなのか、そういうところを予想しながら当初予算を組んでるんですね。ただ、やはり予期せぬというか、そういった事情もやっぱりあります。そういったところは補正で対応

しなきゃいけないというふうに思いますが、そのときに当然一般財源も生じることがありますので、我々財政当局といたしましてはそういうことも想定はして、やっぱりある程度の財源確保っていうのをしていかなきゃいけないというふうに思っております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

○11 番（吉原経夫君）

先ほどの答弁の中で医療費に関しては45%が県、55%が町だということですが、今回を見ていると何かそういう割合になってないんですが、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

こちら県の補助金につきましては、補助対象経費の2分の1が県からの補助というような数字になっておりますので、単純に45%ではございませんので、少し訂正を加えて答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたし

ました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号から日程第12、議案第12号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第4号令和6年度大治町一般会計補正予算（第11号）。

令和6年度大治町の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9718万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億6905万1000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条地方債の変更及び追加は、第3表地方債補正による。令和7年3月5日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費において企業版ふるさと納税基金積立金として1000万円を計上し、財政調整基金積立金を9528万5000円増額し、消防費において避難所における資機材の保管場所の確保をするため備蓄倉庫設置工事として651万9000円。避難所の環境改善に係る資機材を購入するため災害用備蓄品購入費として866万5000円計上し、教育費においてスポーツセンターのリノベーション事業を実施するためリノベーション工事監理委託料として1100万円、リノベーション工事として5億5000万円計上するものでございます。

歳入におきましては、町民税を8017万1000円、固定資産税を547万1000円増額し、国庫支出金を2億2803万8000円増額し、県支出金を464万8000円減額し、企業版ふるさと納税寄附金として1000万円を計上し、スポーツセンターリノベーション事業債を2億8050万円計上するものでございます。

また、繰越明許費及び地方債の補正を行うものでございます。

議案第5号令和6年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度大治町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3156万1000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和7年3月5日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修に仕様変更が生じたため、国保電算システム改修業務委託料を828万3000円減額し、今年度交付される特別調整交付金のうち令和5年度における産前産後期間の保険税軽減措置に伴うシステム改修業務委託料相当額を一般会計に返還するため、一般会計繰出金として、629万2000円を増額するものでございます。

歳入におきましては、社会保障・番号制度システム整備費等補助金を計上するとともに、一般管理費への財源として職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

議案第6号令和6年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度大治町の介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2449万4000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和7年3月5日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、地域支援事業費において訪問型サービス事業費を200万円減額するものでございます。歳入におきましては、国庫支出金を115万6000円、支払基金交付金を927万7000円、県支出金を743万円及び繰入金を1205万8000円減額するものでございます。

議案第7号令和7年度大治町一般会計予算。

令和7年度大治町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ124億400万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費による。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5000万円と定める。

第6条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和7年3月5日提出、大治町長。

令和7年度の一般会計の予算は、前年度当初予算と比較して6億9900万円増の総額124億400万円とするものでございます。歳出の主な内容は、総務費において電子計算業務費4億4315万1000円をはじめとして16億8278万4000円、民生費において障害者自立支援給付費7億2393万9000円、障害児通所支援給付費4億4947万6000円、福祉医療費4億4142万1000円、保育所運営費13億4750万1000円をはじめとして59億624万6000円、衛生費において塵芥処理事業費4億3311万8000円をはじめとして9億3862万円、土木費において道路維持管理費7955万2000円、砂子防災公園整備事業費3億円をはじめとして11億57万1000円、消防費において海部東部消防組合負担金4億628万円をはじめとして4億9525万5000円、教育費において小学校費4億7436万8000円、中学校費3億3460万4000円、スポーツセンター管理運営費9066万5000円をはじめとして14億1383万1000円、公債費として元利償還金6億1122万7000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、町税として43億7981万5000円、地方消費税交付金7億9720万円、地方交付税13億2100万円、国庫支出金として23億5360万6000円、県支出金として11億7296万2000円。町債6億390万円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第8号令和7年度大治町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度大治町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億4602万2000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金

額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和7年3月5日提出、大治町長。

令和7年度大治町国民健康保険特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して8467万1000円減の総額27億4602万2000円とするものでございます。歳出の主な内容は、保険給付費として17億7658万円、国民健康保険事業費納付金として9億1628万4000円。保健事業費として2590万6000円をそれぞれ計上するものでございます。これらの主な財源といたしまして、国民健康保険税として6億4186万9000円、県支出金として18億239万8000円、繰入金として2億8964万円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第9号令和7年度大治町土地取得特別会計予算。

令和7年度大治町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ146万5000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和7年3月5日提出、大治町長。

令和7年度の土地取得特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して、4516万4000円減の総額146万5000円とするものでございます。歳出の主な内容は、土地開発基金積立金として146万4000円を計上するものでございます。これらの主な財源といたしまして、財産収入として146万3000円を計上するものでございます。

議案第10号令和7年度大治町介護保険特別会計予算。

令和7年度大治町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億6634万2000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8万3000円と定める。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和7年3月5日提出、大治町長。

令和7年度大治町介護保険特別会計の予算は、保険事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して7870万2000円増の20億6634万2000円とし、介護サービス事業勘定においては、予算総額を前年度当初予算と比較して8万2000円増の8万3000円とするものでございます。保険事業勘定における歳出の主な内容は、総務費において介



介護認定審査会費 1206 万 4000 円をはじめとして 1801 万 5000 円、保険給付費において介護サービス等諸費 18 億 5130 万円をはじめとして 19 億 4854 万 8000 円、地域支援事業費において介護予防・生活支援サービス事業費 5596 万 8000 円、地域包括支援センター運営事業費 3324 万 4000 円をはじめとして 9866 万 3000 円をそれぞれ計上するものでございます。これらの主な財源といたしまして、保険料として 4 億 6326 万 2000 円、国庫支出金として 3 億 9766 万 8000 円、支払基金交付金として 5 億 4221 万 6000 円、県支出金として 2 億 9930 万 6000 円、繰入金として 3 億 6310 万円をそれぞれ計上するものでございます。また、介護サービス事業勘定における歳出の内容は、介護サービス事業準備基金利子積立金として 8 万 3000 円を計上するものでございます。この財源といたしまして、財産収入として 8 万 3000 円を計上するものでございます。

議案第 11 号令和 7 年度大治町後期高齢者医療特別会計予算。

令和 7 年度大治町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 7521 万 5000 円と定める。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。令和 7 年 3 月 5 日提出、大治町長。

令和 7 年度の後期高齢者医療特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して 3587 万 1000 円増の総額 8 億 7521 万 5000 円とするものでございます。歳出の主な内容は、広域連合納付金の保険料等負担金として 5 億 2801 万 1000 円、療養給付費負担金として 3 億 3088 万 8000 円、広域連合事務費負担金として 1189 万 6000 円をそれぞれ計上するものでございます。これらの主な財源といたしまして、後期高齢者医療保険料として 4 億 3940 万 9000 円、一般会計繰入金として 4 億 3532 万 1000 円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第 12 号令和 7 年度大治町下水道事業会計予算。

第 1 条、令和 7 年度大治町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第 1 款下水道事業収益、3 億 9800 万 8000 円、支出、第 1 款下水道事業費用 3 億 6184 万 9000 円。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款資本的収入、4 億 2045 万 5000 円、支出、第 1 款資本的支出、5 億 5057 万 5000 円。

第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定

める。

第6条、一時借入金の限度額は、5000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（1）職員給与費 6503万9000円。

第9条、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億74万7000円である。令和7年3月5日提出、大治町長。

下水道事業会計の予算は、支出の主な内容は、管きょ整備工事費として1億4875万円、日光川下流域下水道事業建設負担金として1478万9000円をそれぞれ計上するものでございます。これらの主な財源といたしまして、国庫補助金として1億1053万5000円、他会計負担金として1億5425万3000円、他会計補助金として1億74万7000円、企業債として2億5210万円をそれぞれ計上するものでございます。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第13号から日程第20、議案第20号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第13号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第14号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大治町税条例の一部を改正する条例に

ついて。

大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大治町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第15号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児又は介護に直面した職員の雇用環境の整備に関し必要な措置を講ずるためでございます。

議案第16号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うためでございます。

議案第17号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町特別職の給与改定に準じ、大治町議会の議員の期末手当を改定するためでございます。

議案第18号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、大治町特別職の期末

手当を改定するものでございます。

議案第 19 号大治町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和 7 年 3 月 5 日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。

議案第 20 号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和 7 年 3 月 5 日提出、大治町長。

この案を提出するのは、常勤職員の給料表の改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員の報酬表を改定するためでございます。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10 時 42 分 休憩

午前 10 時 49 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 21、議案第 21 号から日程第 33、議案第 33 号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第 21 号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和 7 年 3 月 5 日提出、大治町長。

この案を提出するのは、国民健康保険税の算定における所得割額の税率を改正するためでございます。

議案第 22 号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のと

おり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第23号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第24号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例について。

大治町ちびっこ広場設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、三本木屋形ちびっこ広場を廃止するためでございます。

議案第25号大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町公共用物の管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、公共用物占用料の額の改定を行うためでございます。

議案第26号大治町道路占用料条例の一部を改正する条例について。

大治町道路占用料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定を行うためでございます。

議案第27号大治町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第28号大治町下水道条例の一部を改正する条例について。

大治町下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年3月5日提出、

大治町長。

この案を提出するのは、下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第 29 号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和 7 年 3 月 5 日提出、大治町長。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

議案第 30 号大治町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和 7 年 3 月 5 日提出、大治町長。

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

議案第 31 号指定管理者の指定について。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により左記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。令和 7 年 3 月 5 日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町総合福祉センター希望の家の地域福祉センター、福祉作業所さつきの家及び南部児童クラブを除く児童センターについて、社会福祉法人大治町社会福祉協議会を指定管理者として指定して管理を行わせるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 32 号指定管理者の指定について。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により左記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。令和 7 年 3 月 5 日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町総合福祉センター希望の家の高齢者生きがい活動センターについて公益社団法人大治町シルバー人材センターを指定管理者と指定して管理を行わせるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 33 号指定管理者の指定について。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により左記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。令和 7 年 3 月 5 日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治東部児童クラブ、大治西部児童クラブ、大治南部児童クラブにおいて社会福祉法人大治町社会福祉協議会を指定管理者として指定して管理を行わせるため、議会の議決を求めるためでございます。

○議長（松本英隆君）

日程第34、議案第34号工事請負契約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第34号工事請負契約の変更について。

令和6年6月21日議決、同月26日締結の大治小学校校舎増築等工事請負契約を左記のとおり変更し契約したいので、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和7年3月5日提出、大治町長。

本件の大治小学校校舎増築等工事について、契約金額2億339万円を2億1374万6500円に変更し、工期、契約の日の翌日から令和7年3月10日までを契約の日の翌日から令和7年3月24日までに変更するものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

1番池田議員。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。変更にあたって、出していただいた参考資料のほうから詳細の部分をお伺いしたいです。まず初めに増額に係る部分、「増築校舎関係、渡り廊下基礎部分が既設污水管に干渉するため、管を迂回する工事を追加する。」とからその下段、「増築棟2階天井裏内部の高さが500ミリ以上あるため」この二つについて工事の段階で設計だったり図面を引くのかなと思うんですが、設計の段階で初めにわからなかったものなのか、そのあたりをお伺いをしたいです。

それから既設校舎の「北校舎1、2階の床改修を、撤去・下地補修し長尺シートを貼るのではなく」工法の変更ですかね、からその2段下、「増築棟への電気配線を校舎北側のキュービクルから」といった変更が本来多分一番最初に出ているのが一番いい工法といいますか、なのかなと思いますが、これは変更がもしそのほうがいいんだっとなぜ初めからそうしなかったのかなっていう部分。もし、これが、例えば安かろう悪かろうではいけないもんですから、これ変更したことによって何か影響が起きるのか。例えば汚れやすくなるであったりとか、例えば耐久性の問題だったりとか、こういった影響が出るのかを教えてくださいたいです。

あわせて、当初の工事が終わる予定だった3月10日の段階で、どこまで完成をするのか。というのは、3月10日で出来上がって学校に引き渡していればその後の運用は学校によるかなと思いますが、小学校6年生の子なんか結構完成を楽しみにしていて、「もしかして、僕たちも卒業の前にちょっと見られるのかな」っていうふうに、もともと見せる予定だったかどうかは学校に聞かないとわからないんですが、言っていたもんですから、10日の時点でどれくらいできるのか。から卒業式の19日、例えば前日、どのあたりまでできるのか実際この小6の子たちが中を見られるような状態なのか。例えば工事中だから中は見えないよごめんねっていう形になるのか。この延びることに当たっての、どの段階でどこまでできるのかっていうところをお伺いしたいです。以上3点お願いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

御質問いただいた点について、まず污水管のますの移設、あと煙感知器の設置について設計に入っていなかったかということですが、污水管につきましては実際、渡り廊下の基礎のほう掘っていきまして、基礎の位置を確認したところ、基礎上にますが干渉するということがわかったというところでございます。煙感知器につきましては、設計段階で関係機関に消防のほうにも相談させていただいておりましたが、その時点で設置の必要がないということで設計には入っていなかったんですけども、施工段階において改めて確認をしたところ、設置が必要だということで追加をしております。

そして、長尺シートにつきましては、こちらは施設の床を剥がしてというところではございましたが、床を壊す前にアスベストの調査をしたところ、接着剤のほうにアスベストが含まれているということがありましたので、剥がすのではなく封じ込めで上から長尺シートを張るという施工にしております。また、電気配線につきましては、こちらも設計段階で、今、今回変更した位置からの引き込みということを事前に電力会社のほうに相談はいたしました。その際には、そちらからの引き込みはちょっとかなわないというようなお話があったものですから、キュービクルのほうから回してくるという話にしておりました。施工段階におきまして、工事業者のほうから、いま一度、電力会社のほうに相談を持ちかけましたところ、その施工でも問題がないというような話になりましたので設計のほうを変更させていただいたという、施工方法のほうを変更させていただいたというところでございます。

また、3月の10日の段階でどこまでできているのかというところではございますが、校舎の建物内部につきましては完成しているというところにはなるんですけども、建物の外構部分、校門から渡り廊下の部分ぐらいまでの外構の工事のほうはまだ終わっていないというような状況です。また完了検査のほう終わっていないというところになりますので、建物としては一応3月10日ぐらいには完成しているというところではございます。子供たちが中が見られるのかというところですが、そこについてはちょっとまだ工事進



捗中ですので、検査前に中に入れるかというところは、これから学校ともまた協議して詰めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

ほかに。

1 番池田議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。汚水管については掘ってみないとわからなかったということで理解をしました。煙感知器と配線は、事前に確認したものが変更になるっていうことがあるのかちょっとその辺がよくわからないのでその経緯をわかる範囲で教えていただきたいのと、長尺シートを剥がすに当たってアスベストがっていうものは、これはもちろんアスベストも全国的にも問題にはなってるもんですから、この上から防ぐことで、健康被害というか、影響はないのか、それが認められるものっていうか認められるものだからやるのかなと思いますがそのあたり詳しく教えていただきたいです。

○学校教育課長（太田悦寛君）

煙感知器と電気につきましては、相談している内容としては設計段階の時と施工の時と内容としては余り変わらない内容でお話をしているということを伺っております。ちょっと先方の担当者との何ていうんですかね、認識の違いとかそういうことがあったのかもしれませんが、施工段階においてはその施工方法でも煙感知器のほうが必要だということと、電気配線についても短いルートでの引込みで可能だということは確認できたということで、こちらの施工でやらしていただいております。

長尺シートのほうにつきましては、アスベストのほうは検出をされましたけども、そこを剥がすわけではないので、そこについては接着剤、解体をすると問題はあるんですけどもそこを上から押さえてしまう分には問題は起こらないということで、そういった施工にしております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。煙感知器ですが、先ほどの説明も消防の関係で法律決まっているから、消防署に問い合わせれば、いる、いないっていうのははっきり言ってくれるはずで、消防署に聞いて最初いいよって言って設計段階で、後でだめだっていうことはないと思うんですが。だから内々で聞いていたのか、きちっとそれは消防法に基づくもんだから消防署に問合せないといけないんですが、本当に消防署に問合せ、最初いいっていうのがだめになったんですか。普通は考えられないと思うんですよそんなの、聞いて。

もう一つはアスベストの問題ですが、いやいや大治小のほうにアスベストがあるなんて初めて聞いたんで、やはりこれ非常にね、今のままで大丈夫なのかと。当然、町立体育館、アスベストがあって使用できなくなって壊したと。きちっと配慮して壊したという経緯もあって、大治小アスベスト検出して大丈夫かと。ほかの小中学校もですが、単に長尺シートやったからいいというものではなくて、アスベスト対策はどうなんでしょう。

○学校教育課長（太田悦寛君）

煙感知器の部分につきましては建物を設計する際に、設計内容のほうを消防署にも確認は出しているんですけども、その確認の中で指摘がなかったものですから、図面のほうも出してやってるんですけどもその中で指摘がなかったところということでございます。あとアスベストにつきましては、そういった上からってというのは一般的な工法となっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○11 番（吉原経夫君）

今の説明だと煙感知器について消防署に問い合わせ最初よくって施工になって駄目だったってことは明らかに消防署に責任がある。だって事前に聞いているのに。本当に消防署にきちっと聞いていいという答えをもらったんですか。もらって変えるんだったら消防署いかんて抗議できるし、消防法に基づく法律に基づくもので、当然専門家なんで消防署は、それは間違えてなら大問題だし。これはもう大治町として抗議しなきゃいけないことだし、本当にそうなんですか。もう一つはアスベストだけど、長尺シートが大丈夫なら大丈夫でいいんですが、アスベストであること自体が問題なんで、そこら辺どうなってるの。大治小学校なりほかの小中学校。新聞なんかでアスベストをね、そういうのして公表もされてるんですが、大治小学校中学校がアスベストがあるなんて初めて私も聞いて、小学校か大治小学校。ほかの小学校か中学校どうなんだと。少しこれわかってないんで説明をお願いします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（水野泰博君）

まず煙感知器の話ですけど、業者と設計業者のほうが消防署にお問合せしているって

いう確認をとっております。図面も渡して一応確認はしたというような話ですが、どちらがどの段階での図面を渡したかっていうところまでは、我々も確認を正直しておりません。当初、設計業者の中では感知器が要らないという確認をとったという確認を我々はちょっととらせていただいていたんですが、施工の段階で、屋根裏 50 センチ以上あるので要るんじゃないかということを施工業者のほうからお問合せがあったので、その段階で一応消防署のほうに確認をもう一度とらせていただいたら、必要であるというふうに言われたので、今回は設置させていただいたということでございます。以上です。あと、アスベストはちょっと総務部長がお話しいただけるということですので、よろしくお願いいたします。

○総務部長（大西英樹君）

アスベストの件につきましては、私ちょっと今手元に資料がないので、記憶でということで大変申し訳ございませんが、平成 20 年代の初め頃に全町が、全国でアスベスト飛散の問題がありましたので、公共施設の調査をかけました。その結果、飛散するおそれがあるものについては、それぞれ対応したということです。ただ、この前もスポーツセンターのトイレの改修のときにもお話ありましたけれども、例えば天井材とか壁材をさわるときに、中にそういう成分が入っているときはその都度やるわけなんですね。数年前に、例えばスポーツセンターの外壁をやったときなんかは、一部アスベストがあったということで、除去の工事費もいただいてやりました。それは工事をする側の受注者が、図面もしくは、少しこうとってみて調査をかけるということをやっていますので、今議員が心配されてるような、利用者に悲惨な害を与えると、そういうことは心配ないです。ただ、工事をする上で破碎とかしたときに被災するじゃなくて、飛散する可能性があるものについてはその都度やっていくと。今回の工事についてはどうも入っているということがわかったということで、それが飛散しないように工法を変えたということで理解しております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

吉原です。3 回目ですが、アスベストの件は了解しました。煙感知器ですが、お聞きするとやっぱり屋根裏で 50 センチあればいるというのは、施工業者はわかっていた。いうことですね。ただ設計業者がわからなくて、わかっていたら、だって消防の関係でわかっていたらもう、設計業者の段階で消防署に聞くまでもなく。で、そこら辺もう図面全部渡しちゃって全部見てくれたってそれ消防署見られないし、当然消防法を知らないで設計していったんじゃないかなと。じゃないとこんな間違い起こるわけないし、そこら辺、設計ができて消防法知らんような設計してもらったら困るしね。そこら辺どう

だったのかという、これからやっぱり設計してもらうときのやっぱり心構え、受注するとしても、そこら辺どういうふうに対策していくのか、ちょっと二つお願いします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 17 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

お時間いただきありがとうございました。図面と現地確認でも必要なような書類を持って消防署のほうに相談に行っておりましたが、その時点ではそういった指摘はなかったということで確認しております。以上です。

○町長（村上昌生君）

設計業者がいてそれが監督省庁がいてということでありますけれども、設計図もきちんとしたものを出して、消防署には一応確認をした。これはその都度その都度、工事があるごとにいろんな関係省庁に確認をするわけでありますけれども、それを見落としとったかどうかはちょっとわかりませんが、もうあの人の責任、この人の責任ということも我々としてできませんが、途中で完成の前にこういう事態がわかったので、それは正常な姿にきちっと戻させていただくということで御理解をいただきたいと、そんなふうに思います。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5 番鈴木康友議員。

○5 番（鈴木康友君）

5 番鈴木康友です。工法の変更等によりまして、産廃混入度また、がらなどの産業廃棄物に関わる予定外の費用等につきましては、この費用の大部分を工法変更等においてカバーできたことっていうのは、結果を見ると本当に素晴らしい結果の一つではないかと考える部分あるんですが、この工法の変更につきましては、先ほど他の議員でお答えいただいた部分もあるんですけれども、特に外部足場やメッシュシートの変更など、こういった変更につきましては、自発的な提案だったのでしょうか、もしくは偶発的なものだったのでしょうか。また工期変更、提案をいただいておりますけれども、工事監理費等の増額はないということで、これは交渉した結果、このような金額に着地したのか、

もしくは短期間で影響がなかったのかそのどちらでしょうか。最後に、工期の延長において、生徒関係者への影響というものは、先ほど少し伺った部分もありますが、実務上で影響等はないものだと考えてよろしいでしょうか。以上3点お願いします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

金額の減少があったものについてということですが、こちらを週1回打ち合わせもしておりまして、その中で話し合いをしたところに出てきたものでございます。あと、2番目の監理費について変更はないのかということですが、こちらの増減の計算をしていく中で、そういったところも含めて計算をした結果でございます。あと、子供たちへの影響は、学校への影響はということですが、子供たちの学校生活については影響は出ないようにやっております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第34号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第35号、同意議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

同意議案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大治町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので同意を求める。令和7年3月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、伊藤辰幸委員の任期が、令和7年4月6日をもって満了することに伴い、引き続き、委員に選任したいので、地方税法第423条の第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています同意議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、同意議案第1号を採決します。

同意議案第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第36、発委第1号大治町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

発委第1号大治町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年3月5日提出、議会運営委員会委員長林 健児。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会に付託しないこととしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は委員会に付託しないことに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。この条例改正は、一つは刑法改正に伴うものでございます。刑法改正により懲役刑と禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑というものが創設されるものです。拘禁刑は身体拘束に加えて刑務作業を義務づける懲役刑の一本化であります。新たに改善更生や再犯防止の指導を義務付けようとするものでもございます。そもそも懲罰を強制すべきではないと考えております。よってですね、この条例改正に反対をいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

8 番若山議員。

○8 番（若山照洋君）

8 番若山照洋です。本発委の条例改正は、法改正により懲役と禁錮を拘禁刑に改め、また引用条項を改めるなど規定の整理を行うものです。この拘禁刑は受刑者の更生と社会復帰を目的としたもので、今までどおり施行していくためには必要な改正であります。よって、この条例改正に賛成します。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから、発委第 1 号を採決します。

発委第 1 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10 名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。

したがって、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 37、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

本町の組合議員数は 2 名で、町議会議員の被選挙権を有する者から選出するものです。任期は令和 7 年 4 月 1 日から 4 年間となります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。



お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。海部地区水防事務組合議会議員に、八神太紀議員を指名します。

お諮りします。

八神太紀議員を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました八神太紀議員が、海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、海部地区水防事務組合議会議員に当選されました八神太紀議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○2番（八神太紀君）

ただいま、海部地区水防事務組合議会議員に任命いただきました八神太紀といいます。責任を持ってこの職に当たりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

おめでとうございます。

次に、お諮りします。

海部地区水防事務組合同約第6条ただし書の規定による組合議員については、町長の推薦どおり吉田英行氏を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、吉田英行氏が海部地区水防事務組合同約第6条ただし書の規定による組合議員に当選されました。

日程第38、海部東部消防組合議会議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は2名です。議会議員の中から選出をするものでございます。

任期は令和7年4月1日から2年となります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

海部東部消防組合議会議員に林 哲秀議員、手嶋いずみ議員を指名いたします。

お諮りします。

林 哲秀議員、手嶋いずみ議員を海部東部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をしました林 哲秀議員、手嶋いずみ議員が海部東部消防組合議会議員に当選されました。ただいま、海部東部消防組合議会議員に当選されました林 哲秀議員、手嶋いずみ議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。初めに、林 哲秀議員をお願いいたします。

○12番（林 哲秀君）

12番林 哲秀でございます。海部東部消防組合議員に御推挙いただきありがとうございます。誠心誠意、頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

おめでとうございます。続いて、手嶋いずみ議員どうぞ。

○4番（手嶋いずみ君）

ただいま推選いただきました。4番、手嶋いずみでございます。海部東部消防組合に推選いただきました手嶋いずみでございます。大治町代表としてしっかりと取り組んで

まいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

おめでとうございます。

日程第 39、海部地区急病診療所組合議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は 1 名で、議会議員の中から選出をするものです。任期は令和 7 年 4 月 1 日から 2 年です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

海部地区急病診療所組合議員に池田耕介議員を指名します。

お諮りします。

池田耕介議員を海部地区急病診療所組合議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました池田耕介議員が、海部地区急病診療所組合議員に当選されました。

ただいま、海部地区急病診療所組合議員に当選されました池田耕介議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をします。

当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○1 番（池田耕介君）

ただいま皆様から御選出いただきました 1 番池田耕介です。大治町議会議員 12 名の代

表としてしっかり努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

おめでとうございます。

日程第 40、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、御手元に配付しました表に基づき、1 の内容について議員を派遣しましたので報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 49 分 散会